

家屋

福島県浪江町で取材中、ある男性が「妻の家を解体する」と言った。家は放射線量が高く、立ち入りが制限された帰還困難区域内にある。無人のはずだが時折、様子を見に行くと、台所のテーブルに酒の空き瓶が置いてあった。勝手に上がり込

解体した家屋などの廃棄物を処理する浪江町の仮設焼却施設。2019年5月5日撮影

む不慮着者がいたらしい。怖いので、解体を決意した。作業には男性と息子が立ち会うという。「妻は見るのがつらいから、行かないと言ってます」

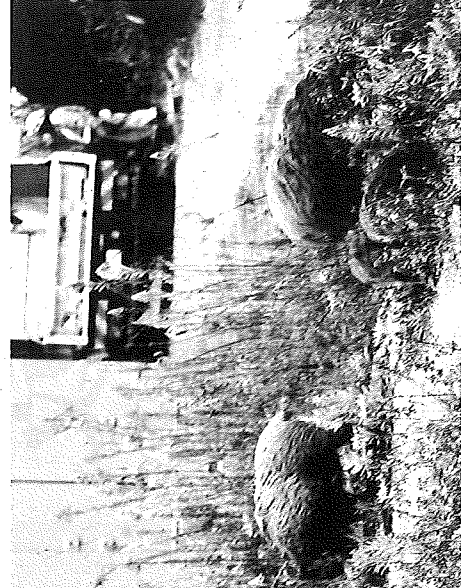
町内ではあちこちで「解体作業中」と書かれたゼネコシののぼり旗が掲げられ、警備員が交通整理をしている。環境省によると、町内で解体された被災家屋は、今年五月末時点で二千八百七十二軒。町中心部にも解体後のさら地が点在する。

解体された家屋の廃棄物などを焼却して、体積を減らすのが

仮設の焼却施設だ。町内の海岸部にある施設の処理能力は一日約三百ト。建設当初の発注金額は、税込みで四百九十四億六千四百円。富岡、双葉両町の除染廃棄物を受け入れることになり、二〇一八年三月までの運転予定が二年三月まで延長され、新たに約九十三億四千百万円で処理業務が発注された。

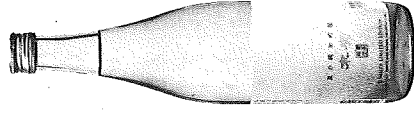
多額の税金が投入され、人々の心をかき乱しながら、原発事故の後始末が続く。

(写真・飛田晋秀、文・長久保宏美)



富岡町での除染作業。すぐ近くの草むらで鋤を採るインシンの親子連れ(手前)。2015年11月25日撮影

る。00円(事前申請車ホームペーで検索。託児官事務局＝電



園開園 ぶくま洞の入ラベンダーが

咲いている＝写真。天候の影響で生育が1週間ほど遅れたというが、日ごとに色が鮮やかになり、甘い香りが周囲に漂う。

開園は15日まで。午前10時～午後3時半。1カップ400円で飲み取りができる。土、日曜を中心に、ラベンダークラフト体験教室を開く。入園無料。

磐越道小野インターチェンジ(IC)、田村スマートICからそれぞれ車で15分。JR磐越東線神保駅から車で5分。問い合わせは、あぶくま洞管理事務所＝電0247(78)2125＝へ。

※福島県産品や催し物の案内を、原則毎月第2木曜日に掲載します。

日本橋 MIDDLETIE しま館
 営業時間 平日・午前10時30分～午後8時
 土日祝日・午前11時～午後6時
 (年末年始は休館)
 ☎03-6262-3977

日々論々

川崎市でヘイトスピーチ禁止条例のパブリックコメント(意見公募)が始まった。国内初の刑事罰を伴った表現規制で、差別のない街を目指すというものだ。平等な社会の実現はだれもが望むものであるが、これまで日本には集団(例えば、出自、性別、人種、国籍など)に対する差別的表現を取り締まる法律がなかった。もちろん、特定個人の人格を毀損するような差別言動は、刑法の名譽毀損罪や侮辱罪等で罰則の対象であるし、差別を否定する法律としては、ヘイトスピーチ解消法のほか、障害者差別解消法や部落差別解消法、さらに広義にみれば

男女雇用機会均等法もある。しかし一方で、二〇一七年六月の本欄で指摘したとおり、日本は過去の教訓からあえて差別表現を表現の自由の土俵から外すことなく、刑事罰規制に慎重な姿勢をとってきた。その理由としては、社会秩序の維持を法目的とするようないわゆる治安立法は、運用によって人権を侵害するおそれとなる危険性が高いからである。実際、戦前戦中の多くの法律が思想・表現の自由の弾圧に利用された重い歴史がある。今回の川崎市条例の素

案でも、表現の自由の侵害にならないよう配慮する旨の条文が予定されているが、同じ言い回しの法令としては特定秘密保護法や共謀罪法があり、過度な表現規制の可能性がいまなお危惧されている。そして表現規制をする場合には、厳格性やLRA(より制約的でない他の選択すべき

案でも、表現の自由の侵害にそれが拭えない。自治体レベルの表現規制として、何度も違憲訴訟で争われてきた青少年条例がこれに該当するし、しかも度重なる改正によってより行政判断の自由度が高まることで、広汎な規制事態を生んでいるとされる。他の選択肢という点でも、川崎市は他の自治体と比較しても優れた

よって少なくとも表面上は差別表現の流通を止めてきた。一般書店でも数多くの差別用語言い換え集が販売されているし、新聞や放送の現場ではパソコンで対象語を打ち込むと即座に警告が出るような仕組みになっているほどである。いわば、法制度上は最高度の自由が保障されている

公権方行使で変わる「自由」

ヘイトスピーチ禁止条例

手段がないこと)基礎が守られていることが必須だ。この点からすると、差別とは何かについて、振れ幅が大きく恣意的な判断の余地が残ることが指摘されてきた。しかもその善悪の判断を、行政が行う場合はより恣意的な運用の恐

「オンラインズパーソン」制度を有しているにもかかわらず、ほとんどその活用が議論されず、初めに刑事罰規制ありきの議論がなされている点も気になる点だ。日本の場合、これまでは強力なマスメディア自主規制に

見張り塔から メディアの今

専修大教授・山田健太さん



視点

- 差別的表現規制を巡る最近のトピックス**
- 1995.12 人種差別撤廃条約を留保つきで批准
 - 2002.4 川崎市人権オンラインズパーソン条例施行
 - 16.1 氏名の公表などを含む、大阪市ヘイトスピーチ禁止条例公布
 - 16.5 川崎市で、公園内行為許可申請に対し不許可処分
 - 16.6 横浜地裁川崎支部が、デモ禁止の仮処分
 - 16.6 ヘイトスピーチ解消法制定
 - 16.9 大阪地裁が、インターネット上のヘイト書き込みに賠償命令(翌17年、最高裁で確定)
 - 16.12 川崎市人権施策推進協議会がヘイトスピーチ対策

- で報告書(18.3に答申)
- 17.11 川崎市が、ヘイトスピーチが想定される団体や個人への公共施設貸し出し拒否を含むガイドラインを策定
- 翌年3月に施行
- 18.6 東京弁護士会が、ヘイトスピーチ規制のモデル条例案を発表
- 18.10 東京都は、公共施設の使用制限を含む人権条例を制定
- 18.12 川崎簡裁が、在日コリアンへの中傷のブログへの書き込みに関し侮辱罪を適用
- 19.7 東京地裁が、駅前を含む朝鮮学校付近における特定の団体の街宣・ビラ配布禁止の仮処分
- 19.7 川崎市が、「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例(仮称)」の素案公表。パブコム開始